⑵④　名称　増田　和悦
住所　神奈川県横浜市青葉区藤が丘二丁目３番地30　アルス藤が丘407号
⑵⑤　名称　会津商工信用組合
住所　福島県会津若松市中央一丁目１番30号
⑵⑥　名称　新栄信用組合
住所　新潟県新潟市江南区旭２丁目１番２号
⑵⑦　名称　那須信用組合
住所　栃木県那須塩原市永田町６番９号
⑵⑧　名称　株式会社スター・デット・インベストメンツ・ホールディングス
住所　東京都港区虎ノ門三丁目８番21号
⑵⑨　名称　株式会社スター・ホールディングス
住所　東京都港区虎ノ門三丁目８番21号
⑶⓪　名称　大和ＰＩパートナーズ株式会社
住所　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
⑶①　名称　株式会社日本レップ
住所　東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
⑶②　名称　REIM Finance Japan株式会社
住所　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号東京倶楽部ビルディング11階
⑶③　名称　ＹＫホールディングス株式会社
住所　東京都港区六本木六丁目７番６号　六本木アネックスビル
⑶④　名称　明治乳業企業年金基金
住所　東京都江東区新砂１丁目２番10号
⑶⑤　名称　ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド
住所　英国ロンドン市ＥＣ２Ｙ　５ＡＪ、ロンドンウォール　125
⑶⑥　名称　バークレイズ・キャピタル・インク
住所　米国ニューヨーク州　10019、ニューヨーク市、７番街745番
⑶⑦　名称　バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド
住所　英国ロンドン市イー14・５エイチピー・チャーチル・プレイス１
⑶⑧　名称　ＵＢＳセキュリティーズ・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国、デラウェア、ウィルミントン、センタービル・ロード2711
⑶⑨　名称　ＵＢＳセキュリティーズ・プライベート・リミテッド
住所　シンガポール、１ラッフルズ・キー、ノースタワー＃50―01
⑷⓪　名称　アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
住所　アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345
⑷①　名称　ドイチェ・ファンドブリーフバンク・アーゲー
住所　ドイツ、Ｄ―85716ウンターシュライスハイム、フライズィンガー　シュトラーセ　５
⑷②　名称　アーレアル・バンク・アーゲー
住所　ドイツ、ヴィースバーデン、65189、パウリネンシュトラセ　15
⑷③　名称　ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション
住所　アメリカ合衆国オハイオ州　43240、コロンバス市、ポラリス・パークウェイ　1111
⑷④　名称　バークレイズ・バンク・ピーエルシー（バークレイズ銀行）
住所　英国ロンドン市イー14・５エイチピー・チャーチル・プレイス１
⑷⑤　名称　モルガン・スタンレー・バンク・エヌエー
住所　アメリカ合衆国84111　ユタ州ソルト・レイク・シティ、サウス・メイン・ストリート201　５階

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成23年３月１日から平成25年２月28日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成23年３月１日

金融庁長官　三國谷勝範

所在地の変更のあった者

名称　ネオラインホールディングス株式会社
変更後の所在地　東京都港区虎ノ門一丁目７番12号

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１号
富山県下新川郡入善町吉原東58番地３
債務者　島田喜美子
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小路　泰彦
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第２号
富山県下新川郡入善町吉原東58番地３
債務者　島田　宏信
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小路　泰彦
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第３号
富山県下新川郡入善町吉原東58番地３
債務者　島田　淳子
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小路　泰彦
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第６号
富山県魚津市吉島157番地２　センチュリーハイツ205号
債務者　籔下　　昇
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西川　浩夫
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前９時50分
６　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第２５号
埼玉県越谷市東越谷２丁目14番地５ホワイトコート201、旧住所埼玉県越谷市宮本町１丁目68番地１ピースフル越谷201号
債務者　阿部　文男
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　博志
４　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
千葉県香取市香取1834番地３
債務者　小倉　正義
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　隆文
４　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後２時
６　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３号
富山市山室93番地１
債務者　中川　順治
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青島　明生
４　破産債権の届出期間　平成23年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
富山地方裁判所民事部